

## 付属資料

### 1 関係法令

#### (1) 文化財保護法（抜粋）

#### 第7章 史跡名勝天然記念物

##### （現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

#### 第12章 補則

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

#### 第13章 罰則

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 197 条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

## (2) 文化財保護法施行令 (抜粋)

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修  
ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲し

- た動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

（３）昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼ、う、を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場

合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(4) 鳥取県文化財保護条例(抜粋)

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(現状変更等の制限)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(昭50条例40・一部改正)

第47条 第14条又は第34条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定保護文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(昭50条例40・追加)

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(昭50条例40・追加)

(5) 鳥取県文化財保護条例施行規則(抜粋)

(維持の措置の範囲)

第23条 条例第34条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後に現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。

(2) 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## (6) オオサンショウウオに関する条例、法律、計画等

### ア：概要

オオサンショウウオに関する法律・条約等は、オオサンショウウオを文化財として位置づけたもの、希少野生動植物として位置づけたものの2種類がある。

文化財としてのオオサンショウウオは、昭和25年(1950)施行の文化財保護法において、昭和26年(1951)に天然記念物(動植物及び地質鉱物のうち学術的に貴重で、わが国の自然を記念するもの)に、昭和27年(1952)に天然記念物の内「特に重要なもの」として、特別天然記念物に指定されている。

文化財保護法を受け、県では県指定の文化財を定める条例として、昭和27(1952)年に鳥取県文化財保護条例を制定している(昭和34年全面改訂)。また平成31年の文化財保護法の改正により、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることが可能となり、県の指針として、令和2年に新たに鳥取県文化財保存活用大綱を定めた。

野生生物としてのオオサンショウウオは、平成4(1992)年ワシントン条約の批准により国際取引が規制、平成5(1993)年の種の保存法により国内外に生育・生息する希少野生生物の保全について、販売、譲渡、捕獲・採取、輸出入等の取り扱いが規制された。平成9(1997)年～12(2000)年に環境省より刊行された第2次レッドリスト及び改訂版レッドデータブックでは、準絶滅危惧(NV)として記載されていたが、現在では準絶滅危惧Ⅱ類(VU)となっている。

県では、希少野生動植物の保護のため、平成13(2001)年に鳥取県希少野生動植物に関する条例を定め、これを受けて平成14年(2002)年に鳥取県希少野生動植物の保護に関する方針が、希少野生動植物を明示した「レッドデータブックとっとり(動物編、植物編)」が発行され、準絶滅危惧Ⅱ類(VU)として掲載された。

表1 オオサンショウウオを保護する法律・条約等

法律・条約名	保護に関する内容	オオサンショウウオの位置づけ
文化財保護法 1950年施行 2019年改正	国が指定する文化財について定める。第125条において、文化財指定を受けた史跡名勝天然記念物に関して、その現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為について、文化庁長官の許可を得る必要があることが記載されている(現状変更の制限および原状回復の命令)。	特別天然記念物※(地域を定めず) ※我が国にとって学術上価値の高いもので、特に重要なものを指す。
鳥取県文化財保護条例 1959年施行 2019年改正	県が指定する文化財について定める。第34条において、県指定保護文化財の現状を変更、または保存に影響を及ぼす行為について、知事の許可を得る必要があることが記載されている。	県指定天然記念物(荒神原のオオサンショウウオ生息地)
ワシントン条約 1992年批准	絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野生動植物を3分類に区分し、附属書に掲載された種について、それぞれの必要性に応じて国際取引を規制する。	附属書Ⅰ(絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの)に記載。
種の保存法 1993年施行	ワシントン条約に対応する国内法。国内外に生育・生息する希少野生生物の保全について、販売、譲渡、捕獲・採取、輸出入等の取り扱いを規制する。	国内希少野生動植物種掲載(環境省レッドリスト・レッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類)

## イ：オオサンショウウオに関する法律・条約・計画

### (ア) 鳥取県文化財保存活用大綱（令和2年3月策定）

近年全国的な少子・高齢化を背景に、各地の貴重な文化財の滅失・散逸等を防止するため、未指定を含め有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域活性に向け地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備する必要が高まった。

そこで平成30年6月に文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）の一部が改正、平成31年4月に施行され、都道府県は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることができるとされた。これに従い、本県においても令和2年3月に鳥取県文化財保存活用大綱を策定し、県としての指針を示した。

大綱中において、オオサンショウウオに関する課題として、「外来種・交雑種への対応を含め平成18年度策定の方針の見直しを行う」こと、「保護施策の確立を進める」こと、保存と活用に関して「希少性の認識を深めてもらうとともに、保存活用計画などを作成策定し、活用に関するルールづくりが必要である」ことが述べられている。本方針には、これら大綱で指摘した課題を盛り込んでいる。

### (イ) 鳥取県希少野生動植物保護基本方針（平成14年7月9日、鳥取県告示第380号）

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき定められた。希少野生動植物の保護に関する基本構想として、「絶滅のおそれの主な要因である過度の捕獲・採取を抑制し、人間の生活域の拡大等による生息地又は生育地の消滅を防止し、及び生息・生育環境の悪化等の状況を改善することが必要である」とし、「特に保護を図る必要のある希少野生動植物の捕獲、採取等を制限する措置を講ずるとともに、その個体数の維持・回復に必要な繁殖の促進及び生息・生育環境の保全(再生を含む。)を図るための事業を推進する」としている。

保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することであるため、生育する自然生態系の保全を図る必要があると認めるときは、自然生態系保全地域を指定する。そして、その地域の中で特定希少野生動植物の生息・生育にとって特に重要な営巣地、産卵地、重要な採餌地等の区域を保護管理地区として指定し、種の安定した生息・生育のために確保すべき条件及びその維持を図る。

また保護管理事業は、特定希少野生動植物の種のうち、その個体数の維持・回復を図るために、その個体の繁殖の促進及びその生息し、又は生育する自然生態系の保全のための事業の推進が必要なものを対象としている。

このほかに、保護施策を的確かつ効果的に推進するため、種の分布、生息地等の状況、生態、保護管理手法等施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進することや、希少野生動植物の現状又はその保護の重要性に関する県民等の理解を促進するための情報提供及び普及啓発活動を積極的に推進することとしている。

### (ウ) 河川整備基本方針・河川整備計画

平成9年の河川法改正に伴い、県内の河川について、従来の治水、利水の観点に、新しく環境の観点を加えた河川整備の基本計画である『河川整備基本方針』と、河川整備の具体的な方法を定める『河川整備計画』が作成されている。

河川整備方針は令和2年現在一級河川4件、二級河川7件、河川整備計画は、令和2年度現在一級河川7件、二級河川7件について作成されている。

オオサンショウウオが生息している河川のうち、「日野水系（指定区間）河川整備計画」（平成28年1月）においては、「3.5 河川環境の整備と保全に関する事項」において、「指定区間の河川においては、現況の優れた河川環境を保全していくことを目標」とすること、「事業実施段階において「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」において特定希少野生動植物の種に指定されている動植物等が確認された場合には、関係機関と保護の方策を協議し、適宜、事業計画の見直し」を行うことが記載されている。由良川など、オオサンショウウオの生息が確認されている河川についても同様である。

（エ）鳥取県生物多様性地域戦略（令和2年3月策定）

「生物の多様性の保全および持続可能な利用」に向け、生物多様性基本法第13条に基づき策定された。この戦略は、「人と自然が共生するとっとり」を目標とし、1993年締結の生物多様性条約の「愛知目標」や国の「生物多様性国家戦略2012-2020」、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」等と整合させながら「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（2020（R2）3月）」を推進する。

戦略の実行にあたり、県、国、市町村、事業者、NPO、県民、専門家などが自ら取り組むとともに様々な主体と協働・連携して取り組むこと、鳥取県の生物多様性に係る分野の上位計画として位置づけるとともに、農林水産業や観光・商業、県土整備や安心・安全等の他分野における各計画とも整合や連携をとる。

（オ）種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）（平成5年4月施行）

ワシントン条約に対応する国内法の一つとして、国内に生育・生息する希少野生生物の保全と、外国産の希少野生生物の保全について、販売、譲渡、捕獲・採取、輸出入等の取り扱いを規制する法律。国内の希少野生動物について、必要があると認める場合に「生息地等保護区」の指定、「保護増殖事業計画」の策定が規定されている。

（カ）外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）（平成17年6月施行）

特定外来生物について、飼養、輸入等の制限・規制と、野外等での防除等により、生態系、人の生命若しくは身体または農林水産業に係る被害を防止することを目的に施行された法律。平成27年には国が「外来種被害防止行動計画」を策定し、2020（R2）年までの国の行動計画、各主体の役割と行動指針、「我が国の生態等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を作成しているが、このリストにはチュウゴクオオサンショウウオとの交雑種は記載されていない。

（キ）河川法（昭和24年7月10日施行）

日本の国土保全や公共利害に関係のある重要な河川を指定し、これらの管理・治水及び利用等を定めた法律。法の対象とする河川について水系を基本的な単位とし、一級水系と二級水系（一級水系に含まれる河川は一級河川、二級水系に含まれる河川は二級河川と称す）に区分する。平成9年の改正により、河川やそれを取り巻く周辺環境の整備、そこに生息する生物の保全のために配慮することが明記された。

（ク）土地改良法（昭和24年7月10日施行）

農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向

上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする法律。平成13年に改正され、事業の実施に際しては、環境への負荷や影響に対して、ミティゲーション（自然環境への影響緩和）の考え方を基本とした環境配慮対策を検討することが明記された。

（ケ）ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）（昭和55年4月25日締結）

自然のかけがえのない一部をなす野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないよう、これらの種を保護することを目的とした条約。アメリカ合衆国の主権により1973年にワシントンにおいて「野生動植物の特定の種の国際取引に関する条約採択のための全権会議」が開催され、同年3月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」として採択されたことからワシントン条約と呼ばれる。

この条約は、絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野生動植物を附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ3つの分類に区分し、附属書に掲載された種についてそれぞれの必要性に応じて国際取引の規制を行うこととしており、オオサンショウウオは附属書Ⅰ（絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの）に記載されている。

（コ）持続可能な開発目標（SDGs）（平成27年9月採択）

貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指すため、17の目標を掲げている。このうち、目標の15では陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を防止することが掲げられている。

## 2 関連する事務手続き・申請書等様式

### (1) 事務手続きの流れ

事業計画から現状変更申請に係る事務手続きの流れは以下のとおりである。

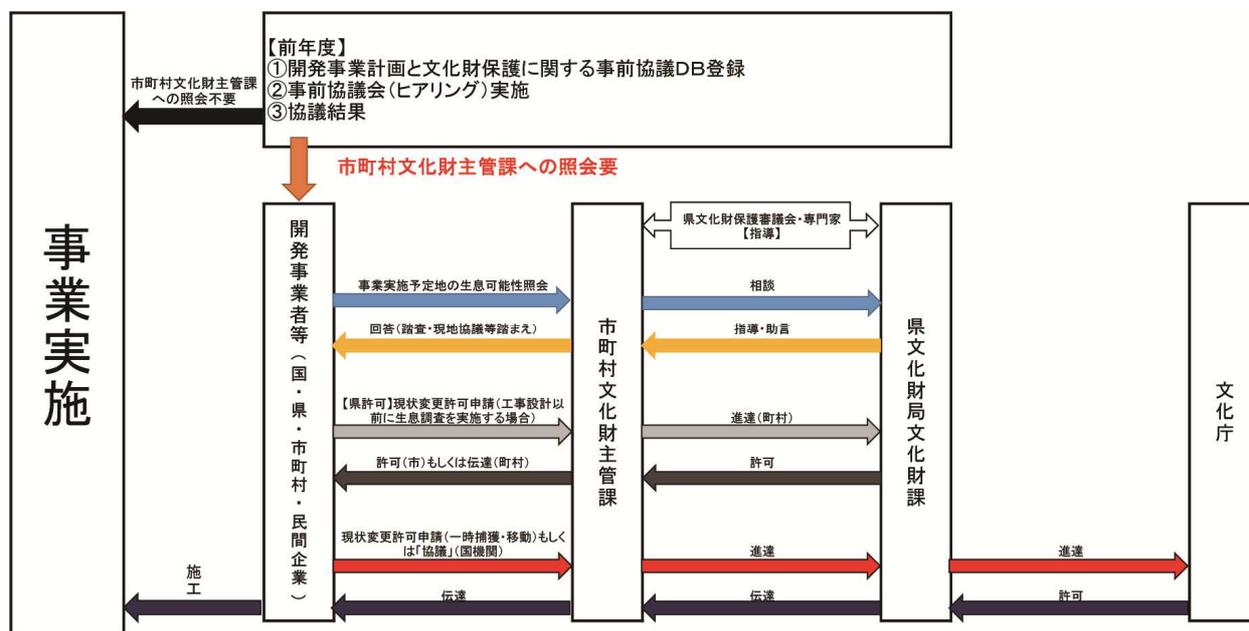


図1 事業計画から実施までの各部局の関わり

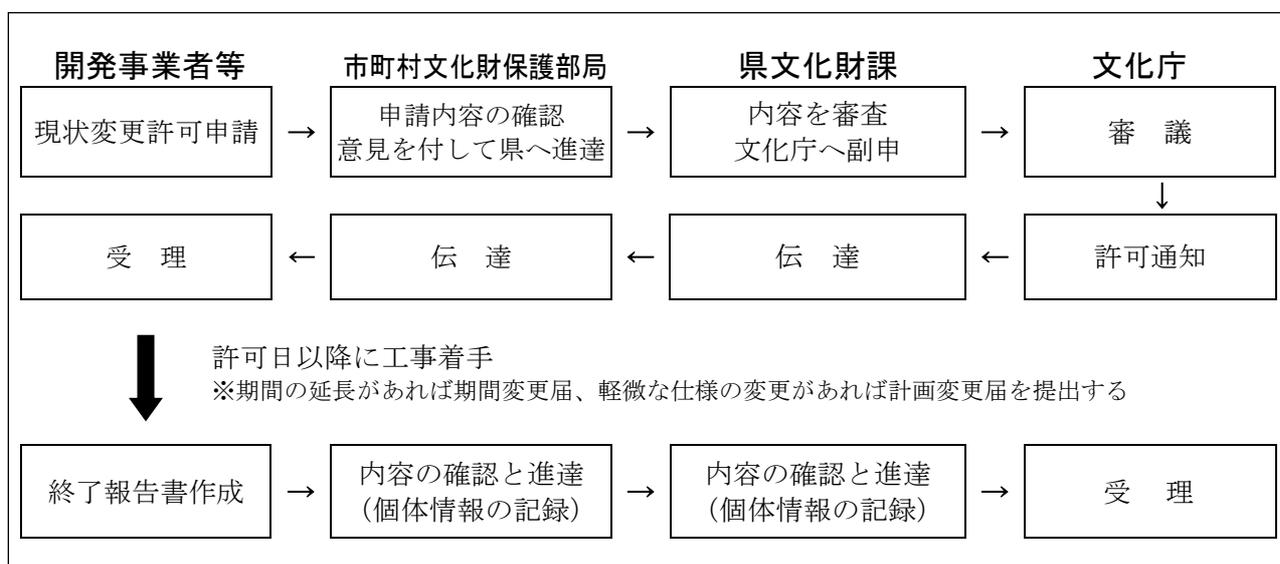


図2 事務手続きの流れ

#### ア：申請時の留意点

- ・ 工事等によるオオサンショウウオに及ぼす影響が軽微かどうかについて、申請書・意見書・添付図面等から文化庁担当者が判断できるよう作成する。
- ・ 現状変更の規模が把握できるよう、対象地の長さや幅等を「10 現状変更等の内容及び実施の方法」の項目に記載し、総括数量表を添付する。
- ・ 取り上げ調査を実施する範囲や、大型土のうの設置場所等を平面図に記載する。
- ・ 工事期間、工程、オオサンショウウオの保護・放流期間が分かるよう、工程表を添付する。現状変更の期間は、期限が切れないよう余裕をもって設定する。

(2) 現状変更許可申請書例

年 月 日

現 状 変 更 許 可 申 請 書

文化庁長官 様

住 所  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
(公印省略も可)

文化財保護法第125条第1項(国機関の場合、168条2項)の規定により、次のとおり、特別天然記念物の現状変更等をしたいので、許可されるよう関係書類を添えて申請します。

※以下、申請者ごとに赤字記載の箇所を確認し記載する

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称  
特別天然記念物 オオサンショウウオ
- 2 指定年月日  
昭和27年3月29日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地  
地域を定めず
- 4 所有者の氏名(名称)及び住所  
なし
- 5 権原に基づく占有者の氏名(名称)及び住所  
なし
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地  
なし
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所  
なし
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
許可申請者の氏名及び住所
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等を必要とする理由  
(例) 一級河川〇〇川の〇〇工事において、本種への影響を未然に防ぐために、工事着手前に取上げ調査を実施し、着工中においては発見個体を捕獲し、生息適地に放流する必要があるため。
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法  
ア 内容  
(例)  
イ 実施の方法  
(例)

※なるべくここに整理して記載する。

内容と方法が複数にわたり煩雑な場合は、別紙を設けての記載も可。

11 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼされる史跡、名勝及び天然記念物への影響に関する事項

(例)△△町教育委員会の指導の下、個体に損傷を与えないよう、捕獲個体を速やかに放流する。  
工事は慎重に行い、×××の配慮を行うので、個体や生息環境に与える影響は軽微である。

12 現状変更等の着手及び終了の時期

許可日（または令和□年□月□日）から令和□年□月□日まで

※現状変更申請の期間内に工事が終了しなかった場合、期間変更届を提出する必要があるため、期間は余裕を持って申請すること。

13 現状変更等に係る地域の地番

一級河川○○川水系○○○川（△郡△町△△地内）

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

申請者に同じ

※既に工事施工者が決定している場合は、施工者名

15 その他参考となるべき事項

- ・工事予定地の位置図、現況写真
  - ・主要工事図面（平面図・断面図）
  - ・工事工程表
  - ・オオサンショウウオに配慮した工法であることが分かる図面（取り上げ調査の範囲、大型土嚢や侵入防止ネットの設置場所等）
  - ・保護・放流計画（放流先や個体発見時のフロー・連絡先）
  - ・総括数量表
- など、工事内容が分かる図・写真を添付する。

(3) 現状変更終了報告書例

年 月 日

現 状 変 更 等 終 了 報 告 書

文化庁長官（県許可の場合は鳥取県知事）様

住 所  
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和 年 月 日付第 号で許可（同意）された現状変更を令和 年 月 日に終了したので、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 文化財の指定名称

特別天然記念物 オオサンショウウオ

2 指定年月日

昭和27年3月29日

3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

所在を定めず

4 所有者（管理責任者）の住所及び氏名

なし

5 現状変更の着手年月日

令和□年□月□日

6 現状変更の終了年月日

令和□年□月□日

7 現状変更の内容

○○川○○工事 全長○m：○○川水系○○川（○○郡○○町○○地内）

・個体が確認された場合

→個体に関する情報が分かる成果品等を添付。

・個体が確認されなかった場合

取上げ調査及び着工中において個体は確認されなかったため、現状の変更にまでは至らなかったことを記載。

8 現状変更の工事責任者

許可申請者氏名

（添付書類）

現状変更の結果を示す写真又は見取図

※取り上げ調査を行った場合、調査内容が分かる成果品等を添付。

## (4) オオサンショウウオ個体記録票

【表】

管理番号	※県通し番号	市町村名	
マイクロチップNo.	※挿入前に既挿入済の個体でないか、リーダーで確認すること		
発見／放流河川名	(発見)	／ (放流)	
捕獲／放流年月日 時刻	(捕獲) 年 月 日	(放流) 年 月 日	
	午前・午後	午前・午後	
全長 (mm)		体重 (g)	
身体の特徴	正常 ・ 欠損あり		
	(※四肢、指部、尾部の欠損状況等、特徴的な傷等について記載)		
個体写真 (全長・背面)			
【要撮影】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影した写真データは、調査票とは別に県文化財課へ提出すること</li> <li>・前肢と後肢については、状態を確認し、欠損があった場合は必ず撮影する</li> </ul>			
頭部 (拡大)			総排泄腔
【要撮影】			(可能であれば撮影)
右前肢	右後肢	左前肢	左後肢
右尾 (側面)		左尾 (側面)	
【要撮影】		【要撮影】	
備考	※業務の際は業務名を記載 ※頭幅、尾高等より詳細に個体を計測した場合は備考に記載する		

【裏】

発見時の状態	※発見時のオオサンショウウオの状態について記載。	
発見場所	※発見場所の住所、場所（巣穴・護岸隙間・礫の下など）を記載。	
放流場所	※放流場所の住所を記載。	
発見場所地図	放流場所地図	
発見場所地図を掲載	放流場所地図を掲載	
発見場所写真	放流場所写真	
発見場所写真	放流場所写真	
<p>【マイクロチップ付属のシール（バーコード）を貼付】</p> <p>※GPS データ等、その他に取得したデータがあれば追記すること</p>		

### 3 工事及び生息調査事例集

#### (1) 生息調査の方法

ア：ドライ調査（教育委員会立会のみ）

・実施河川及び年度：倉吉市国府川 令和2年度

・工事内容：河床掘削

・概要：工事範囲上流を大型土のうで締め切り、水位の低下後に個体確認を行った。結果、写真矢印の箇所において水位低下後に2匹、後日水が残っていた落差工下部において1匹の個体を一時捕獲し、工事の影響が及ばない範囲へ移動した。

・所見：大型土のう設置後、落差工下部にも小型ポンプを設置しさらに水位を下げられるとより個体を発見しやすい。



大型土のう設置状況（近景）と個体発見位置



大型土のう設置状況（遠景）と個体発見位置

イ：取り上げ調査とドライ調査の併用（コンサル委託有）

・実施河川及び年度：日南町中原川 令和2年度

・工事内容：河床掘削

・概要：事前に県及び市町村文化財保護部局担当者、県土整備部担当者、専門家で現地協議を行い、コンサルに委託し取り上げ調査を1日、ドライ調査を1日実施した。

取り上げ調査で個体を複数発見したため、ドライ調査の際慎重に確認を行ったところ、工事範囲内に巣穴を2箇所発見した。いずれもヌシと幼生がいたため、巣穴の周辺は掘削を取り止め、巣穴の周辺に濁水が流れないように配慮した上で河床掘削を実施した。



ドライ調査の様子



巣穴から顔を出した個体

## (2) 工事前の生息調査と施行方法への反映

- ・実施河川及び年度：伯耆町清山川（林ヶ原地区） 平成28年度
- ・工事内容：砂防堰堤設置にかかる事前調査
- ・概要：工事河川にオオサンショウウオの生息情報があることから、砂防工事に係る照会の際、伯耆町教育委員会から工事箇所が生息状況を把握するため事前に生息調査を行うよう回答があった。開発事業者は、コンサルに委託し生息環境調査を実施、調査成果を工事の設計に反映した。

## (3) 河川の状況に応じた構造物の設置

### ア：魚道の設置

- ・実施河川及び年度：伯耆町清山川（清原地区） 令和元～2年度
- ・工事内容：小規模砂防工事
- ・概要：(2)と同河川で、生息環境調査報告書において同箇所がオオサンショウウオの遡上が出来ないことが指摘されていた。事業者は既設構造物の改修に際し、市町村の意見を受け、新たに魚道（コンクリート石を埋め込んだいわゆる小わざ魚道タイプ）を設置した。

同様の魚道は、県内では国土交通省日野川河川事務所や県農林水産部水産振興局水産課が日野川等に設置している。



小わざ魚道設置例（浜野編 2016 より）



清山川の魚道

### イ：環境配慮型ブロックの設置

- ・実施河川及び年度：南部町八金川 令和元年度
- ・工事内容：護岸工事時の環境配慮型ブロック設置
- ・概要：当該河川は大雨による土砂流失により非常に河床に土砂が堆積しやすい。このため下部ブロックが埋没して使用不可になった場合でも、オオサンショウウオが身を隠せるよう、県土整備事務所の協力を得て環境配慮型ブロックを上下に二段設置した。



八金川の二段になった環境配慮型ブロック

## 4 活用・普及啓発事例集

### (1) 南部町

ア：教育機関での取り組み

(ア)：まち・未来科での学習（西伯小学校）

まち・未来科は、総合的な学習として、年長から中学3年生までの10年間町の文化や支援を学ぶカリキュラム。西伯小学校4年生の題材として「環境を守るオオサンショウウオ」が設定されており、西伯地区の自然環境の代表例として、オオサンショウウオの特徴及び生態を学習している。

(イ)：法勝寺中学校科学部

日本オオサンショウウオの会南部町大会での発表をきっかけにオオサンショウウオに関わるようになった。現在はなんぶハンザキ調査隊の一員として、東長田川水系での生き物の調査やオオサンショウウオの幼生調査を行っている。

イ：保護団体の活動（なんぶハンザキ調査隊）

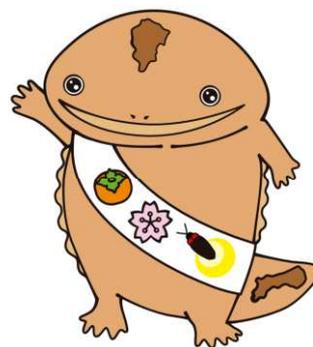
令和元年設立。人工巣穴の維持管理、河川周辺の生物調査、観察会、講演会を実施している。法勝寺中学校の中学生から社会人まで幅広い会員が所属している。

ウ：キャラクターの活用（なんぶヌル丸）

日本オオサンショウウオの会南部町大会をきっかけに誕生したキャラクター。オオサンショウウオに関する広報やイベントなどで活躍中。



なんぶハンザキ調査隊の活動状況



なんぶヌル丸

### (2) 日南町

ア：保護団体の活動（多里ハンザケを守る会）

平成23年に設立された保護団体。多里地域の住民が中心となって活動している。人工巣穴の維持管理や観察会の実施、多里地域振興センターと協力してグッズの作成、オオサンショウウオに関するイベント「はんざけよもやま話」などを行っている。

イ：多里地域振興センター（オオサンショウウオ展示室）

オオサンショウウオの生態が分かる展示や町内で発見された個体の骨格標本、写真家の福田幸広氏が撮影した写真や出版した本、多里はんざけを守る会の活動記録などを展示。



令和2年度はんざけよもやま話の様子



オオサンショウウオ展示室  
(多里地域振興センター内)

### ウ：キャラクターの活用（オッサンショウオ）

日南町の公式キャラクターとして2014年に誕生した。オオサンショウウオをモデルとした（オオサンショウウオと「おっさん」が融合した）キャラクター。町のPR大使として、YouTube、町の広報物、町内バス停の標識、会社の看板、キャラクターグッズなどで活躍中。

<https://www.town.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/ossan/1329.html>



バス停のオッサンショウオ

## 5. オオサンショウウオに関する文献

(本文の参考文献を除く)

- ・太田猛彦・高橋剛一郎 編 1999『溪流生態砂防学』東京大学出版会
- ・三重県教育委員会編 2002「特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針」三重県教育委員会
- ・鳥取県自然環境調査研究会編 2002「レッドデータブックとっとり<動物編>」鳥取県生活環境部公園自然課
- ・浅田康行 2008「特別天然記念物オオサンショウウオ」『とっとり県政だより ととりの名宝を訪ねて』鳥取県企画部広報課
- ・三重県教育委員会・奈良県教育委員会編 2012『特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針 2012』
- ・浜野龍夫編 2016『水辺の小わざ 改訂増補第二版』山口県土木建築部河川課
- ・宇佐市教育委員会編 2016『特別天然記念物「オオサンショウウオ」及び天然記念物「オオサンショウウオ生息地」保存管理計画書』
- ・魚部編 2019『ぎよぶる特別編集 特盛 山椒魚本』
- ・鳥取県立博物館編 2019「オオサンショウウオの恋」『手塚治虫のメッセージ 人と動物、共に生きるために』収録 三省堂書店